

あなたの利用する建物は定期調査・報告を行っていますか？

日頃の備えは 所有者等の義務です



● 定期報告制度

建築基準法では、建築物を建築する際の基準だけでなく、**建物所有者や管理者に対し、その建築物や建築設備などを常に安全な状態に維持するように努める**ことも義務付けられており(建築基準法第8条)、一定の用途・規模の建築物等については、より一層の安全性を確保するため、その調査・検査を建築士や調査員など一定の資格者が行い、その結果を行政庁に報告するように定めています(建築基準法第12条)。

なお、定期報告をすべきであるのにしない、又は虚偽の報告を行った場合は、**罰則の対象**(百万円以下の罰金)となります(建築基準法第101条第1項第2号)。

維持管理が適切に行われていない場合、火災事故などにつながり多くの犠牲者を出してしまいます。

建築物を常に安全な状態に維持することは、その建築物の利用者に対する安心を提供し、信頼を得ることにつながりますので、定期的に安全点検を行いましょう。

※消防法の規定による点検・報告とは異なります。

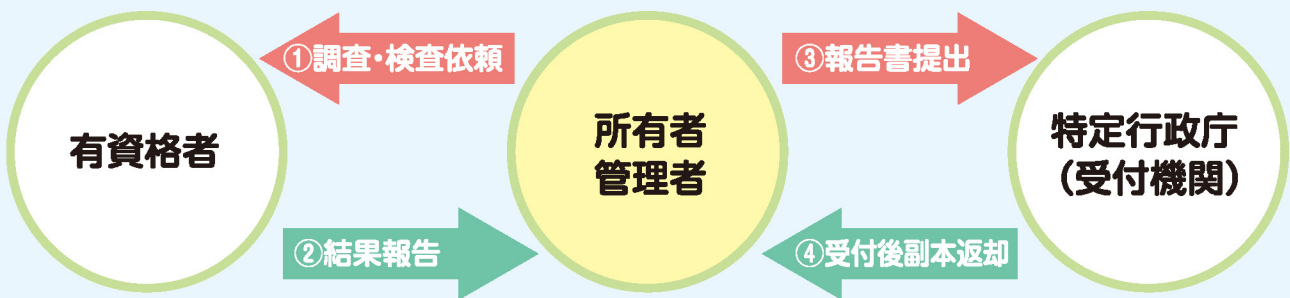
宮崎県建築連絡協議会

調査又は検査をし、報告をしなければならないもの

※ご自身の建物が対象となっているか、右の表で確認できます。

- (1) 不特定又は多数の方が利用する建築物
(内外部、屋上及び屋根、避難施設等)
- (2) 上記に設置した建築設備
(換気設備・排煙設備、非常用の照明装置)
- (3) 防火設備
- (4) 昇降機
- (5) 遊戯施設

定期報告の流れ



調査・検査を行うことができる有資格者

建築物	建築設備	防火設備	昇降機 遊戯施設等
		 防火扉等	
一級建築士 ※建築士事務所登録必要			
二級建築士 ※建築士事務所登録必要			
特定建築物調査員	建築設備検査員	防火設備検査員	昇降機等検査員

特定建築物調査員等について

実務経験を有し、法定講習(修了考査有)を受講した有資格者です。
資格の種類によって調査・検査できる対象が異なります。

報告対象 一覧

	対 象 用 途	規模又は階（いずれかに該当するもの）	報告時期（年度）
(1) 特定 建築物	ホテル、旅館	①3階以上の階（合計床面積100㎡超）にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階（合計床面積100㎡超）にあるもの	令和7年 4月1日～3月31日 （以降3年毎） 令和10年、13年、 16年
	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場 （いずれも学校に附属しないもの）	①3階以上の階（合計床面積100㎡超）にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの	
	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階（合計床面積100㎡超）にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階（合計床面積100㎡超）にあるもの ④主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限り）	令和8年 4月1日～3月31日 （以降3年毎）
	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場		令和11年、14年、 17年
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、待合、料理店、 飲食店、展示場、公衆浴場	①3階以上の階（合計床面積100㎡超）にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階（合計床面積100㎡超）にあるもの	
※1 病院、有床診療所、介護老人保健施設	①3階以上の階（合計床面積100㎡超）にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの （病院、有床診療所にあつては、その部分に患者 の収容施設があるものに限る。） ③地階（合計床面積100㎡超）にあるもの	令和6年 4月1日～3月31日 （以降3年毎） 令和9年、12年、15年	
就寝用福祉施設 サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム ※2 障害者グループホーム ※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設 助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設 老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するもの） 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム、有料老人ホーム 母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム 障害福祉サービス事業所（自立訓練又は就労移行 支援を行うもの）			
(2) 建築 設備	換気設備（機械換気設備又は中央管理方式の 空気調和設備） 排煙設備（排煙機又は送風機を有するもの） 非常用の照明装置	上記の特定建築物に設けるもの	
(3) 防火 設備	随時閉鎖又は作動をできるもの （防火ダンパーは除く）	・上記の特定建築物に設けるもの ・病院・有床診療所・就寝用福祉施設で、床面積の 合計が200㎡を超える建築物に設けるもの	毎年 4月1日～3月31日
(4) 昇 降 機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法の 性能検査を受けているものを除く テーブルタイプ（出入口が床面から50cm以上高いもの）を除く	
(5) 遊 戯 施 設 等	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ウォーターシュート、コースター等 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等		
<p>※1 対象用途部分の床面積合計が200㎡以下又は対象用途部分が避難階のみのものを除く。 ※2 「老人福祉法」第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの。 ※3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第17項に規定する共同生活援助事業 の用に供するもの。</p>			

問い合わせ先等

建築物等の所在地	お問い合わせ先、提出窓口	
宮崎市	宮崎市建築行政課	☎0985-21-1813
都城市	都城市建築対策課	☎0986-23-2584
延岡市	延岡市建築指導課	☎0982-22-7034
日向市	日向市建築住宅課	☎0982-66-1032
上記以外	(一財) 宮崎県建築住宅センター※	☎0985-50-5586
	宮崎県建築住宅課	☎0985-26-7195
	宮崎土木事務所	☎0985-26-7287
	日南土木事務所	☎0987-23-4661
	都城土木事務所	☎0986-23-4512
	日向土木事務所	☎0982-52-4171

※県が所管する地域の定期報告に係る提出・相談窓口を開設している機関です。

定期報告制度については、国のほか、県や市のホームページで詳細を掲載しております。

宮崎県 定期報告

検索

◎宮崎県のホームページからも検索できます。
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>



調査又は検査に関すること

○建築士等が所属する県内の団体について

(一社) 宮崎県建築士事務所協会 ☎0985-29-1188

(一社) 宮崎県設備設計事務所協会 ☎0985-20-1359

○建築設備検査員について

※下記HPで検査員に関する情報が掲載されております。

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター HP

(URL) <http://www.beec.or.jp>

